

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成22年11月11日(2010.11.11)

【公表番号】特表2010-508800(P2010-508800A)

【公表日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【年通号数】公開・登録公報2010-011

【出願番号】特願2009-534737(P2009-534737)

【国際特許分類】

H 02 G 15/113 (2006.01)

H 01 R 4/70 (2006.01)

【F I】

H 02 G 15/113

H 01 R 4/70 B

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月21日(2010.9.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ケーブルスプライス用の再挿入可能なエンクロージャであって、
第1のカバー部材と、

前記第1のカバー部材に嵌合するように構成された第2のカバー部材であって、前記第1及び第2のカバー部材が、開位置と閉位置との間で可動であり、前記第1及び第2のカバー部材が、前記カバー部材が前記閉位置にあるときに、前記ケーブルスプライスを包囲するためのキャビティを形成する、第2のカバー部材と、

前記第1及び第2のカバー部材の少なくとも一方における内壁であって、前記キャビティを少なくとも部分的に囲むシーラント格納空間を画定するように構成された内壁と、

前記第1及び第2のカバー部材を前記閉位置に保持するように構成された少なくとも1つのラッチであって、前記シーラント格納空間を通って延びる線分に沿って圧縮力を及ぼすように構成された、少なくとも1つのラッチと、を備えるエンクロージャ。

【請求項2】

前記第1及び第2のカバー部材が、前記キャビティの第1の長手方向縁部に隣接して回転可能に結合し、前記シーラント格納空間が、前記第1の長手方向縁部とは反対側の前記キャビティの少なくとも第2の長手方向縁部に隣接して延び、前記少なくとも1つのラッチが、前記キャビティの前記第2の長手方向縁部に隣接して延びる前記シーラント格納空間を通って延びる線分に沿って、前記圧縮力を及ぼすように構成される、請求項1に記載のエンクロージャ。

【請求項3】

前記少なくとも1つのラッチが、前記キャビティの前記第2の長手方向縁部に沿って複数個の点において前記圧縮力を及ぼすように構成される、請求項2に記載のエンクロージャ。

【請求項4】

前記少なくとも1つのラッチは、実質的に前記第2の長手方向縁部の全体に沿って前記圧縮力を及ぼすように構成される、請求項2に記載のエンクロージャ。

【請求項5】

前記第1及び第2のカバー部材の少なくとも一方における前記内壁には、前記第1及び第2のカバー部材の一方における少なくとも1つの内壁であって、前記第1及び第2のカバー部材が前記閉位置にあるときに、前記第1及び第2のカバー部材の他方における前記シーラント格納空間内に入れ子になることにより、前記格納空間内に含まれるシーラント材料を圧縮するように構成された内壁が含まれる、請求項1に記載のエンクロージャ。

【請求項6】

前記シーラント格納空間内に配置されたシーラントを更に備える、請求項1に記載のエンクロージャ。

【請求項7】

前記シーラントが、前記シーラント格納空間内に保持される予備形成された形状を備える、請求項6に記載のエンクロージャ。